

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

※ 開設期間中、京橋税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

所在地

中央区築地5-3-1

最寄り駅

都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分
東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分
東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

所在地 中央区築地5-3-1

最寄り駅 都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分
東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分
東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター大手町分室へ送付していただきますようお願いいたします。
【宛先】 〒100-8156 千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室(京橋税務署)

その他

- 令和7年1月6日(月)から2月14日(金)までは、土、日及び祝日を除き、京橋税務署において「入場整理券」を配付して相談を受け付けています。還付申告される方や譲渡所得・贈与税の申告をされる方などは是非ご利用ください。